

令和7年度
障がい者コミュニケーション促進委員会

議 事 録

日 時：2026年1月29日（木）午後2時開会
場 所：札幌市視聴覚障がい者情報センター 2階 大会議室

1. 開 会

○事務局（菊田障がい福祉課長） それでは、定刻となりましたので、障がい者コミュニケーション促進委員会を開催いたします。

本日は、何かとご多用の中、また、日曜日の大雪で道路状況や足元の大変悪い中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、札幌市保健福祉局障がい福祉課長の菊田でございます。

会議の開催に当たりまして、まずはお挨拶を申し上げたいと思います。

皆様方におかれましては、日頃から札幌市の福祉行政に特段のご理解とご協力をいただいておりますことに、改めまして深くお礼を申し上げます。

さて、皆様、既にご存じのことと存じますが、札幌市では、平成29年度に障がい者コミュニケーション条例及び手話言語条例を制定し、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進や手話が言語であるとの認識の普及に関する取組を進めてまいりました。

国においても、令和4年5月には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されるなど、障がい者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策への関心は、一層高まっております。

こうした背景を踏まえまして、本市では、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2023との連携を図りつつ、令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024を策定いたしました。令和7年度は、このプランに基づき、さらなる障がい福祉施策の充実に向けた取組を強力に推進しているところでございます。

特に、今年度は、情報アクセシビリティの向上や就労支援の強化を重点課題とし、障がい者DXリスキング事業や福祉人材確保に向けた魅力発信など、具体的な施策を進め、障がいのある方も、ない方も、誰もが尊重し合える共生社会の実現を目指してまいりますが、本日は、これらの取組が効果的に実施されているのか、皆様のご意見をいただきたく、お集まりいただいたところでございます。

委員の皆様には、それぞれの立場から、活発なご意見をいただきたいとお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、事務局から配付資料の確認と進行上の注意点について説明をさせていただきます。

○事務局（大井在宅福祉係） 在宅福祉係の大井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、皆様のお手元に委嘱状を配付させていただきました。

任期は、令和9年3月末までとなります。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、本日の配付資料について確認させていただきます。

本日の資料は、次第、資料1の委員名簿、資料2の障がい者コミュニケーション促進委員会について、資料3の令和7年度の取組について、資料4の今後（令和8年度以降）の取組について、以上5点でございます。

皆様、全ておそろいでしょうか。

次に、会議の進行についてのお願いでございます。

発言の際は、挙手の上、マイクを使っていただき、毎回、所属と名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

事務局からは、以上です。

○事務局（菊田障がい福祉課長） それでは、新たな任期での最初の会議になりますので、皆様から自己紹介をしていただきたいと思います。

私からお名前を読み上げますので、お一人ずつ簡単に自己紹介をお願いいたします。

前回までの任期で会長を務めていただきました札幌学院大学人文学部教授の松川委員より、時計回りをお願いしたいと思います。

札幌学院大学人文学部教授の松川委員です。

○松川委員 札幌学院大学の松川です。

この障がい者コミュニケーション促進委員会には、2019年3月の第1回の開催のときから関わっております。それ以前は、手話・障がい者コミュニケーション検討委員会にも関わつ

ておりました。

大学では、社会福祉士の養成に携わっております。それ以外の仕事として障がいのある学生をサポートするアクセシビリティ推進委員会という組織がありまして、そこの委員長の仰せつかっております。

お時間をいただいて恐縮ですけれども、先ほど皆様のほうに配付させていただきましたが、そのアクセシビリティ推進委員会で、3月23日にFDS D研修会を開催いたします。FDS Dということで、基本的には、教職員を対象にした研修会ですけれども、今回は、学生をはじめとして、学外にも広く案内をしております。この委員会の皆様も、もしお時間が合えば、ご参加いただければありがたく思います。

長くなって恐縮ですけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（菊田障がい福祉課長） 次に、札幌市中途失聴・難聴者協会会長の花田委員です。

○花田委員 札幌市中途失聴・難聴者協会の花田です。よろしくお願いいたします。

今回も引き続き委員として参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局（菊田障がい福祉課長） 札幌市視覚障害者福祉協会会長の近藤委員です。

○近藤委員 近藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、ほかの委員会にも関わっているのですが、そのうちの一つの雪対策審議会が今すごいことになっています。昨日、本庁の屋上でロボットによる除雪のデモンストレーションがありまして、参加させていただきました。本当は、来月の頭に、厚別区と清田区でいわゆるモデルケースとして除雪のデモンストレーション的なことがある予定だったのですけれども、先ほど、本庁から、このたびの大雪で特殊なことをするそのものが難しいので、中止になった旨の連絡を受けたところです。そんなことで、この数日は、やはり雪対策審議会が大変な状態になっています。

このコミュニケーション促進委員会は、もともとは、年に一、二回開かれる条例検討委員会の後日のものだったのですが、再び参加させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（菊田障がい福祉課長） 札幌市手をつなぐ育成会会長の長江委員です。

○長江委員 札幌市手をつなぐ育成会の長江です。

私たちの会は、知的障がいを持つ親の会で、知的障がいの子たちは、自分の気持などをなかなか伝えづらいので、親が代弁するという形なのですけれども、代弁し過ぎるときもあります。本当にそう思っているのかということもあるのですが、やはり、なかなかまとめて話すことができない中で、我が道を行く子たちですから、コミュニケーションはすごく取りづらいのですが、出しゃばらないように親が関わっていきたいと思います。

この場でも対応させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局（菊田障がい福祉課長） 北海道自閉症協会札幌分会札幌ポプラ会会長の松岡委員です。

○松岡委員 北海道自閉症協会札幌分会札幌ポプラ会の松岡でございます。皆さん、引き続きよろしくお願いいたします。

北海道自閉症協会は、八つの分会があり、私たちは、札幌分会というところに所属しております。

先ほど、長江委員が知的障がいを持っている人たちという話をしましたが、自閉スペクトラム症は、知的障がいがある方も、ない方もいますが、ポプラ会に関しては、重度知的障がいを持つ方が多く所属しております。その中でも、前年度もお話しさせていただきましたが、この間、強度行動障がいを持つ方の人数が発表されまして、札幌市がモデルケースとなって実施していくことも決まったところでございます。

コミュニケーションが本当に難しく、親である私たちでも難しいので、本当に専門家を頼らないと生活すらままならないといったところが正直あります。でも、コミュニケーションの広さ、皆様のそれぞれのコミュニケーションの取り方を私自身も学んで、何か一つでも得ることができたら、また、私たちも、子どもたちや当事者の方々も見て、この人はそうなのだと、いった温かい目と心があると私たちは救われるかなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（菊田障がい福祉課長） 札幌市精神障害者家族連合会専務理事の盛委員です。

○盛委員 お世話になっております。

札幌市精神障害者家族連合会の盛と申します。

私は、前任の者から引き継いで、令和3年度から委員をさせていただいております。

札幌市精神障害者家族連合会は、名前のとおり、精神障がいをお持ちの方を家族に持つ家族会で、今、札幌市内では15の家族会があるのですけれども、その15ある家族会から成る連合会でございます。

そういった中で、家族会ですから、家族の支援はもちろんですけれども、近年は、当事者の方からの相談などがかなり多くなっている実情があります。当事者会とは言わないのですけれども、その当事者の声を聞きながら、今、行政に要望を出したり、実際、私どもの法人で障がいをお持ちの方に関わる相談室等の運営も行わせていただいております。

なかなか理解されない部分など、当事者に向けての活動や支援を進めている最中でございます。今回のコミュニケーション促進委員会を通じて、そういった部分も発信させていただけたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（菊田障がい福祉課長） NPO法人札幌盲ろう者福祉協会副会長の須田委員です。

○須田委員 NPO法人札幌盲ろう者福祉協会の副会長を務めています須田珠栄と言います。

私は、委員を交代して今回から初めて担当することになりました。いろいろなところで分からないことがたくさんあると思いますので、皆さん、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

○事務局（菊田障がい福祉課長） 要約筆記通訳者サークルふきのとう代表の小林委員です。

○小林委員 いつもお世話になっております。

要約筆記通訳者サークルふきのとうの小林と申します。

前任の吉田から引き継いで、今期、委員を務めさせていただきます。

私たちは、このような場に不慣れなものですから、毎回、このような発言をしてもいいのかと迷いながらいろいろ発言をしているのですけれども、議事録やこの間の動きを拝見しておりますと、こういう場で話したことを札幌市でとても前向きに受け止めてくださって、いろいろなところに生かしてくださっていることがよく分かりまして、大変感謝しております。今後ともよろしく願いいたします。

○事務局（菊田障がい福祉課長） 札幌市身体障害者福祉協会副主任の嶺岸委員です。

○嶺岸委員 お世話になっております。

札幌市身体障害者福祉協会の嶺岸です。

私は、盲ろう者通訳介助員派遣事業、要約筆記者派遣養成事業を担当させていただいておりますので、そういった面でのコミュニケーションに関してお話しさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（菊田障がい福祉課長） 札幌聴覚障害者協会の副理事長の高嶋委員です。

○高嶋委員 ご紹介いただきましたとおり、公益社団法人札幌聴覚障害者協会副理事長の高嶋正博と申します。

委員は、3期目を担っております。

ご存じのとおり、昨年6月25日に手話施策推進法が制定されました。これからも、情報コミュニケーションの内容とはまた違いますけれども、手話通訳の派遣事業など、いろいろと広まっていくと思います。手話は、言語であるということの理解が広まり、教育委員会も含めて検討しなければいけないと私自身は思っております。これからも、意見など、いろいろよろしく願いいたします。

○事務局（菊田障がい福祉課長） 札幌手話通訳問題研究会副運営委員長の太田委員です。

○太田委員 札幌市手話通訳問題研究会の太田と申します。札幌学院大学の松川委員と同じように、手話・障がい者コミュニケーション検討委員会の時代からずっと今に至っております。おかげで、札幌市にも手話言語条例が制定されまして、その後、全国各地の自治体で手話言語条例が制定されるようになりました。その総決算というわけでもないのですけれども、今、高嶋委員が言われたように、昨年6月に、手話言語法とは別に、私たちが求めていた手話施策推進法が制定されまして、大変喜んでいるところであります。これによって、手話施策の法的裏

づけができたということで、これからも頑張っていきたいと思います。

これまで、私たちの場合は、どうしても手話という言語を媒介にしたコミュニケーションについていろいろ発信してきましたが、以前、松岡委員も言われましたように、強度行動障がいについても発信いたしました。今日は、それ以外の様々な障がいにおけるコミュニケーションで困難を抱えておられる事例について見聞きしたこともありましたので、それについて皆さんとともに考えていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○事務局（菊田障がい福祉課長） 皆様、ありがとうございました。

なお、日本ALS協会北海道支部支部長の山田委員は、本日、所用により欠席となっております。

2. 審議事項

○事務局（菊田障がい福祉課長） それでは、議題に従いまして、1番の審議事項である会長・副会長の選任に入りたいと思っておりますが、その前に、このたび、初めて委員に就任された方もいらっしゃると思いますので、委員会の目的と概要について事務局より説明をさせていただきます。

○事務局（大井在宅福祉係） 資料2をご覧ください。

障がい者コミュニケーション促進委員会についてです。

1の委員会の目的についてです。

障がい者コミュニケーション促進委員会は、札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例に基づく施策等について、障がい者等の意見を聞くことを目的に設置した懇話会です。

2の委員会の概要です。

（1）委員は、障がい者、障がい者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者等のうちから委嘱します。

（2）委員の任期は、委嘱の日から翌年度の末日までとなっております。

（3）会長及び副会長は、委員のうちから互選します。

（4）会議についてです。

ア、会議の議長は、会長が務めます。

イ、会議は、公開で行い、原則として議事内容を公開します。

ウ、会議出席が困難な場合、代理者を会議に出席させることができます。

○事務局（菊田障がい福祉課長） ただいまの説明につきまして、ご質問などはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（菊田障がい福祉課長） ないようですので、次に進みます。

それでは、会長及び副会長の選任に入りたいと思っております。

委員会設置要綱に基づき、会長及び副会長は、委員の皆様の互選により選出することとなっておりますが、ご推薦等はございませんか。

○長江委員 会長に松川委員を推薦したいと思っております。社会福祉に造詣も深く、また、本委員会の前身でもある手話・障がい者コミュニケーション検討委員会のおかげから前回まで会長をされるなど、札幌市の政策について詳しいので、会長として適任ではないかと思っております。

また、副会長には、同じく本委員会の初回から前回まで副会長を務めていただきました当事者の立場で障がい者コミュニケーションに関わる普及啓発を行っていらっしゃる札幌市中途失聴・難聴者協会の花田委員にご承認いただければ適任だと思います。

皆さん、いかがでしょうか。

○事務局（菊田障がい福祉課長） それでは、札幌学院大学の松川委員に会長を、札幌市中途失聴・難聴者協会の花田委員に副会長をお引き受けいただきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり・拍手）

○事務局（菊田障がい福祉課長） これ以降の進行は、松川会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○松川会長 ただいま、ご指名をいただきましたので、僭越ではございますが、会長として議事を進めさせていただきたいと思っております。

冒頭で菊田課長からお話がありましたように、札幌市障がい者コミュニケーション条例、札幌市手話言語条例、また、先ほど高嶋委員、太田委員からも話がありましたけれども、昨年、手話施策推進法というものが制定されました。それ以外にも関係する制度、施策等があるわけですが、これらを実質的に充実させていくためには、皆さん方が所属している団体の日頃の活動や、何よりこの検討委員会でのご発言、ご意見が極めて重要であるということ、この委員会に関わっている中で痛感しているところです。

今日の会議におきましても、ぜひ皆さんの忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

3. 事務局説明（令和7年度の取組について）

○松川会長 それでは、次第に基づきまして、2番目の報告事項、資料3の令和7年度の取組について、事務局からお願いいたします。

○事務局（大井在宅福祉係） 令和7年度の取組について、資料3の説明をいたします。

令和7年度の取組について、1番は、ミニ手話講座です。

気軽に初歩的な手話を学ぶことができる講座を開催しています。全10回になります。令和7年度は、令和6年度と同様にオンライン開催を1回、対面開催を9回実施しております。

2番は、中途失聴・難聴者手話講習会です。

中途失聴・難聴者向けの手話講習会を開催しております。令和7年度は、中級・上級編を30回開催しております。

3番は、障がい特性に応じたコミュニケーションへの理解を深める市民向け講座です。

当事者団体等の創意工夫による市民向け講座について、中途失聴・難聴、知的・発達障がい、盲ろう、重度肢体不自由、失語症の5種類のコミュニケーション方法を学び、体験する講座を地下歩行空間にて実施しました。

4番は、小中学生向けコミュニケーション支援啓発まんがです。

障がい特性に応じたコミュニケーション支援に関する理解を深めるための子ども向け啓発漫画を作成しています。昨年度作成したコミュニケーション支援ボード編は、昨年7月に市内小・中学校等に配付しております。

5番は、コミュニケーションツールガイドです。

障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する理解及び理解促進を目的としたガイドブックであり、今年度は、小・中学生が理解できるように作成し、3月に各区役所や障がい者団体等に配付を予定しております。

6番は、職員向けホームページへの手話動画の掲載です。

職員向けホームページに、市民応対場面で使える手話に関する動画を、順次、掲載しています。

7番は、コミュニケーション支援システム（タブレット）の設置です。

区役所等に音声認識・手書き対応アプリケーションとテレビ電話アプリケーション（遠隔手話通訳等）を使用できるタブレット端末を合計16台設置しています。

8番は、電話リレーサービスの活用です。

区役所に設置しているタブレット端末で、ろうあ者相談員が業務で電話リレーサービスを活用できるようにしています。

9番は、コミュニケーションツール作成費補助です。

動画への手話通訳の付与等に要した費用について、最大1万円を限度とする補助を行っております。

10番は、研修会等講師派遣補助です。

障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学習する際の講師費用について、最大1万円を限度とする補助を行っております。

11番は、透明ディスプレイ導入に係る実証実験です。

聴覚や発話に困難のある人の行政手続を円滑に行うため、窓口職員の発言を文字化し、その

内容を透明ディスプレイに表示するものです。人口の多い四つの区役所に令和6年度から引き続き試行的に導入しております。

1 2番は、その他です。

既存の広報物を活用し、普及啓発を行っております。

以上です。

○松川会長 ただいまの説明につきまして、ご質問等はございませんか。

○盛委員 1点、令和7年度の取組についての質問となります。

1番のミニ手話講座、2番の中途失聴・難聴者手話講習会ですが、講座の開催について、コロナの時期も挟んでいると思うのですが、参加されている人数の変化について所見等をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（大井在宅福祉係） ミニ手話講座の状況についてですが、令和7年度は、まだ全て開催し切れていませんので、令和6年度、令和5年度、令和4年度の数字をお伝えします。

令和6年度は134人、令和5年度は139人、令和4年度は122人となっております。どの年度も10回開催しております。

中途失聴・難聴者手話講習会については、既に令和7年度は終了しておりますので、令和7年度、令和6年度、令和5年度の人数をお伝えします。

令和7年度は7人、令和6年度も7人、令和5年度は19人となっております。

○松川会長 ほかにございませんか。

○太田委員 質問の前に、まず、札幌市に対してお礼を申し上げたいと思います。

この間、手話講習会等、中級講習会、養成講座の開催のほか、今、報告がありましたミニ手話講習会や手話講習会の抽せんに漏れた方に対するプレ体験会、手話を教える講師の育成講座にもご尽力をいただきまして、感謝を申し上げます。この点についても必要なことでありますので、引き続きよろしくお願ひします。

それで、質問は、各区役所の保健福祉課だと思うのですが、透明ディスプレイの設置が今4区で試験的に設置されているということで、始めてから2年ぐらいたちますが、実際の利用者からの反応といいますか、市民の方、保健福祉課の職員の方から、どのような評価をいただいているか、もしあればお聞かせ願ひします。

○事務局（大井在宅福祉係） 今、透明ディスプレイを設置している区役所は、中央区、北区、東区、白石区の四つの区になっております。相談担当の窓口を設置してまして、利用状況としては、その場面にに応じて使っていただいているという声も聞いてはいるのですが、実際のところ、タブレット端末をメインとして使っていると聞いております。透明ディスプレイとタブレット端末を接続して、透明ディスプレイに映し出すものにはなっておりますが、透明ディスプレイに映し出される文字というのは、対象者の方には見えやすい一方で、区役所の窓口によっては、後ろで待っていらっしゃる方にも見える場合があるとのことで、対応される方に対して、その時々に応じて使っていると聞いております。

各区役所で利用実績をまとめて入力していただいているので、まだ具体的な数字がこちらに上がってきていないのですが、タブレットについては、持ち運びができるので、介護の申請や補装具の申請、あとは、公助費助成の窓口などでも利用されていると聞いております。

3月末まで実証実験の期間としておりますが、その結果を見ながら、来年度についても引き続き検討したいと思ひます。

○松川会長 ほかに質問等はございませんか。

○高嶋委員 6番の職員向けホームページへ手話動画を掲載したということで、これは職員に対する学習だと思うのですが、効果はどうでしょうか。手話ができるようになった人が何人いるのかを教えていただきたいと思ひます。

○事務局（大井在宅福祉係） 職員向けホームページへの手話動画掲載について、何人できるようになったかは、ホームページの仕組み上、集計ができません。

一方で、ホームページにアンケートを設置してまして、そちらの内容を見ると、勉強になった、もっと手話を学んでみたいという声が複数寄せられているところです。来年度以降についても引き続き掲載をしたいと思ひます。

○松川会長 ほかにございませんか。

○長江委員 4番の小中学生向けコミュニケーション支援啓発まんがは、「小中学生向け」と書いてありまして、今見たら小学校の低学年だと結構難しいかなと思ったのですが、何年生に配付したのですか。

それと、もう一点は、5番のコミュニケーションツールガイドについて、障がい者団体に配付されることはいいのですが、その前に、親の団体やそれぞれの障がい者団体に見てもらったことがあったのでしょうか。たまに、どうですかということはあるので、私が知らないだけかもしれないのですが、その辺を教えていただきたいと思います。

○事務局（大井在宅福祉係）一つ目にご質問いただきました小中学生向けコミュニケーション支援啓発まんがは、本年、小学校高学年から中学生をターゲットにしてつくりました。

二つ目のコミュニケーションツールガイドについては、現在、作成をしているところでございます。一部の障がい者団体の方に、内容について確認をさせていただいているところでありまして、既に校正の段階に入っております。

内容につきましては、今回つくったコミュニケーション支援ボード編よりもう少し簡単な分かりやすい内容になっているかと思いますが、大変申し訳ございませんが、作成していただいたものを見て、さらにご意見をいただければと思います。

○松川会長 今の件について確認です。

このツールガイドを作成して、関係する団体に見てもらっているということですが、その団体というのはどういう基準でお願いしているのでしょうか。

○事務局（大井在宅福祉係）平成28年度につくったコミュニケーションツールガイドの内容に基づいて、札幌聴覚障害者協会の皆様や札幌盲ろう者福祉協会の皆様など、関連する団体に確認をさせていただいております。小学生、中学生向けのツールガイドですから、さらに分かりやすくというところで、専門的な意見を確認させていただいております。

内容については、札幌市障がい者コミュニケーション条例に載っているコミュニケーション手段をメインとして行っております。

○松川会長 承知しました。

長江委員は、育成会として、やはりそういうガイドについて、一回見ておきたいというご意見だと理解していいのでしょうか。

○長江委員 先ほども言ったように、知的障がいのコミュニケーションの取り方はすごく難しいというか、自閉症系だったら、本当に100人いたら100人違うので、それぞれ、全てを網羅することはできないと思うのですが、先ほど、コミュニケーション支援啓発まんがを見たのですけれども、大人の私たちでも難しいと思いました。途中途中で解釈は書いてあるのですけれども、漫画の間に入っていて、理解が難しい感じだったのです。漫画という捉え方もあるとは思いますが、それだったら、何か違う表現の仕方、本当に特化したような感じのほうがいいと思いました。

これではなく、札幌市でつくった障がい者が働くような本がありましたよね。それは、すごく分かりやすい感じなのです。パン工場に勤めた子が、このパンにクリームを塗ってくださいと言われて、そうすると、どれだけ塗っていいかわからないから全面に塗った絵があって、そうではなくて、見本を一回見せてあげたらできるよという図解説明があったものだったのですけれども、そのように、漫画よりは、絵で伝えてくれると分かりやすいのかなと思いました。

漫画はすごいのですけれども、大人でも難しいと思って、何学年から配られているのですかという質問をしました。

○松川会長 今の件で事務局から何かございませんか。

○事務局（菊田障がい福祉課長）長江委員からいただきましたご意見につきましては、今後のご意見として取り入れさせていただきます。今、校正中のコミュニケーションツールガイドも、知的・発達障がい、失語症の方には、コミュニケーション支援ボードを使いましょうということが書いてあるのですけれども、確認が漏れていたというところで、大変申し訳ございませんでした。

関係団体はたくさんございまして、ただ、手をつなぐ育成会は、知的障がいの一番大きな団体でございますので、今後、こういったことにつきまして、いろいろ相談をさせていただきながら進めていきたいと思っております。今後とも、ご協力のほどをどうぞよろしくお願いいたしま

す。

○松川会長 ほかにございませんか。

○高嶋委員 私も今初めて漫画を見ました。情報共有の必要があると思いますので、できれば委員全員に同じものを送っていただきたいと思います。私も知りませんでしたので、今拝見しております。作成したとき、または、発行する前にそういった情報が欲しいです。

○松川会長 今、配付していただいているところです。

でき次第、委員にも配付していただけるとよろしいと思います。

○高嶋委員 関係あるかどうか分からないのですけれども、1月に、ホームページに心のバリアフリーの動画がありまして、手話表現をされておりましたが、その表現に間違いがあったので、誰に手話を頼んだのか、おかしいなと思いました。できれば、情報提供施設として、こちらにある手話通訳派遣室に依頼をし、正確な手話発信をしていただけないかと思っております。見て、おかしいとお電話をさせていただきました。その次の日、動画が一部削除されていて、手話が抜かれておりました。なぜ、こういう情報提供施設があるのに頼まないのか、ほかに頼むことはおかしいと思っています。今後、気をつけていただきたいということをお願いしたいと思いました。

○事務局（菊田障がい福祉課長） 今、動画が公開されている心のバリアフリーの推進の動画の件でしょうか。

○高嶋委員 はい。

○事務局（菊田障がい福祉課長） 心のバリアフリー推進事業に関しましては、企画提案型のプロポーザルによる競争結果を踏まえて委託をしております。札幌市から事前に仕様と業務委託の内容を定めず、心のバリアフリーの推進の提案を実際に行う企業等のスキルや経験などを競争してもらって行う業務委託になっております。手話について、どこに確認をするのかということなども、基本的には、企業側に任せております。ただ、間違えているということは、札幌市が行うこととしてあってはならないと思っておりますので、このコミュニケーション促進委員会においてそのようなご意見があったことは、私から業務委託を所管している課長に改めてお伝えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○松川会長 大事なお指摘だったと思います。

今の菊田課長の対応についても了解しましたので、よろしく申し上げます。

ほかにございませんか。

○須田委員 意見というか、この冊子のことですけれども、盲ろうのほうでも、盲ろうに関する専用の漫画や分かりやすい冊子をつくっていただきたいと思っております。ぜひ、小学生、中学生向けの文章もそうですし、小学校の低学年にも分かりやすくなると思います。盲ろうといってもそれぞれ違いますので、そういうところを詳しく載せた冊子をつくっていただきたいと思っております。

○松川会長 今の須田委員の要望について、事務局から何かありませんか。

○事務局（大井在宅福祉係） 須田委員の意見については、来年度以降、私たちのほうで検討させていただきます。

○松川会長 よろしくお願ひいたします。

ほかにございませんか。

○長江委員 この冊子の2ページに、今まで出していただいた漫画がQRコードで見られるようになっているみたいです。各障がい者の冊子は、今まで順番につくっていただいていたので、そこをスキャンすると出てくると思います。

○松川会長 長江委員、ありがとうございます。

昨年の委員会で、この啓発まんがについてデジタルで発信できないかという意見があったかと思うのですけれども、これは、それを受けてこのようにされたということでしょうか。

○事務局（大井在宅福祉係） コミュニケーション促進委員会の中でいただいたご意見を基に、過去に作成した4作品をホームページに掲載したのですが、分かりやすいようにQRコードを載せさせていただいております。さらに、小・中学生が授業で使うタブレットについても、学校の中だけという限定にはなるのですが、札幌市の取組に飛ぶことができるバナーを貼りつけるところがありますので、教育委員会に掛け合まして、学校の中であれば、このよう

な漫画が見られるように対応させていただきました。

○松川会長 すばらしいと思います。

また、気づいた長江委員と松岡委員もすばりしかったです。ありがとうございます。

そういう取組をされたのであれば、令和7年度の取組として、ぜひ紹介していただいたほうがよかったですと思いました。

ほかにございませんか。

○松岡委員 作成していただいた冊子、漫画については、全区の全ての小学校に届いたわけではないと思っているのです。要望した学校、学年に何部配付という方法を取っているのか、それとも、本当に全部に送ったのか、実際に手に届いたのは何名なのか、何冊なのか知りたいと思いました。せっかくつくったのに、どの程度の周知がされているのか、私たちの団体にすら来ていないということは、周知されていないのではないかという不安がよぎりましたので、状況をお聞きしたいと思います。

○事務局（大井在宅福祉係） 今回のコミュニケーション支援ボード編につきましては、市内小・中学校は約300校に対して、在庫の関係もあって、各学校に5部ずつお送りしております。

ただ、5部お送りしたからといって、どの学年にも行き渡るわけではありませんので、図書室に図書の取扱いとして登録してもらえるようお願いしておりますので、図書室に行けば見られるという手配をしていただいております。

また、5部配ってはいりますが、さらに、総合的な学習の時間で使いたいという学校については、生徒分の冊子をお送りしているところです。3校程度からご依頼がありましたので、さらに増えていけばいいなと感じております。

○松川会長 昨年と同じような議論があったかと思いますが、松岡委員、今の事務局の回答でよろしいでしょうか。

○松岡委員 予算の関係があるかと思うので、正直、難しいところはあるのかなとは思いますが、目に留まっていない方が多過ぎるなど考えております。この委員会には、本当にいろいろな会が集まっていますので、私たちにいただきまして、ここにQRコードがあるという周知だけでもすると、また違った広がりがあると思うのです。正直、小・中学校だけにしているといった理由が私は理解できません。コミュニケーションで困っている人は様々なライフステージの方がいると思いますので、本当は広く周知できればいいのではないかと考えております。

○事務局（大井在宅福祉係） ご意見をありがとうございます。

今回のご意見を基に、これからの取組の中でも、小・中学生だけでなく、様々な場面でお配りしたいと考えております。

○松川会長 ほかにございませんか。

○盛委員 今、松岡委員から出た小・中学生への配付は、非常に大事だと思っております。ただ、やはり配付で終わってしまっただけでは非常にもったいないと個人的に思っています。

若干、コミュニケーションとはずれてしまう部分もあるかもしれませんが、心のバリアフリーということで、精神障がいはまだまだ偏見があることも事実でございまして、私どもの法人でも、毎年、年に1回、札幌市に要望を出させていただいていております。そういったところで、共生社会を目指す上では、本当に小さい頃からそういった知識やどういう病気なのかということを知っていただくことが大事だと思っております。

この心のバリアフリーのガイドブックは、たしか、小学4年生と中学3年生に配付しているのではないかと思います。今の時点では、配付ということと、一部の授業で使っているというお話を聞いております。大きな話になるのですけれども、やはり札幌市の取組として、授業等でいろいろな障がいやいろいろなコミュニケーションの技法があることを学ぶ場をぜひ取り入れていただく形に持っていっていただきたいと思っております。私どもの法人の要望でもありますが、再度、この委員会でも取り上げていただいて、皆様のご意見もいただけるといい発信になると思って、発言させていただきました。

○松川会長 今の件で、事務局から何かありませんか。

○事務局（大井在宅福祉係） いただいたご意見につきましては、障がい福祉課全体で検討させていただきます。引き続き、よろしく願いいたします。

○松川会長 ほかにまだまだあるかもしれませんが、時間の関係もありますので、次の令和8年度の取組について説明をいただいて、もし発言できていないことがありましたら、その中でも発言していただければと思います。

4. 事務局説明（今後の取組について）

○松川会長 それでは、次第の3番目を事務局からお願いいたします。

○事務局（大井在宅福祉係） 今後の取組について、資料4の説明をいたします。

今後（令和8年度以降）の取組について（主なもの）です。

新年度については、令和7年度までに実施した事業をしっかりと継承し、広報を織り交ぜながら実施していきます。

1番のミニ手話講座です。

気軽に手話を学べるミニ手話講座の開催を予定しています。全10回の予定です。

2番の中途失聴・難聴者手話講習会です。

中途失聴・難聴者向けの手話講習会の開催を予定しています。来年度は、入門編と初級編を合わせた1クラス全25回の構成で実施する予定です。

3番の障がい特性に応じたコミュニケーションへの理解を深める市民向け講座です。

当事者団体等の創意工夫による市民向け講座の開催を予定しています。

4番の小中学生向けコミュニケーション支援啓発まんが及びコミュニケーションツールガイドです。

今まで作成した障がい特性に応じたコミュニケーション支援に関する理解を深めるための子ども向けの啓発漫画及びコミュニケーションツールガイドを増刷し、配付する予定です。

5番のコミュニケーション支援システム（タブレット）の設置です。

コミュニケーション支援システムを引き続き設置し、ろうあ者相談員の支援に役立てます。

6番の電話リレーサービスの活用です。

ろうあ者相談員の業務で、電話リレーサービスの活用を継続します。

7番のコミュニケーションツール作成費補助です。

動画等への手話通訳の付与等に要した費用について、最大1万円を限度とする補助を行います。

8番の職員向けホームページへの手話動画の掲載です。

職員向けホームページに市民対応の場面で使える手話に関する動画を令和7年度に引き続き掲載します。

9番の透明ディスプレイの導入です。

令和6年度に試行的に導入した透明ディスプレイについて、本格実施に向けて検討していきます。

10番のその他です。

既存の広報物、動画、冊子を活用し、様々な場所において普及啓発を進めていく予定です。

以上です。

○松川会長 ただいまの説明について、ご質問等をお願いいたします。

○太田委員 令和8年度、新年度の事業計画については、引き続きよろしく申し上げます。

それで、言いたいことはいろいろあるのですが、最初に戻りまして、この冊子は各学校の図書室向けに5部ずつ配付ということですが、元図書館員の立場で申し上げますと、この手の冊子が学校の図書室に5部置かれて、実際に生徒がそれを手に取るかということ、99%手に取りません。実際に副教材として先生が授業の中で取り上げることによって、生徒は初めてそういうことが書いてあるのかということ、図書室に行って手に取るということが一般的なパターンです。もちろん、予算の都合もあるのでしょうけれども、やはり効果的な使われ方を工夫を引き続きよろしく申し上げます。

それと、冒頭の挨拶のときに、松岡委員の発言を受けて、昨年、強度行動障がいについて発言したと申し上げましたけれども、今年に入って、先々週でしたか、NHKの「ハートネットTV」という番組の中で、自閉スペクトラムの方が抱えている社会的カムフラージュという話がありました。ご存じの方もいるかもしれませんが、つまり自閉スペクトラムの当事者

が第三者とコミュニケーションを取るときに、普通を装って、普通のコミュニケーションを取る、つまり、カムフラージュするということによって、その場ではあたかもコミュニケーションが成立しているかのように見えているけれども、実は、その当事者の心の中では、途方もない負担が生じていて、終わった後、例えば、倒れてしまったり、麻痺を起こしてしまったり、感情の抑制が効かなくなったり、パニックになってしまうのが社会的カムフラージュというものらしいのです。

私自身も初めて知りました、確かに、表面的には普通に話も通じるし、笑うし、驚くし、普通の反応ですから、周りの方がなかなか気づかないです。でも、実は、本人としては、すごく負担が生じている、そういったコミュニケーション障がいがあるということも含めて、やはりコミュニケーション障がいというのは、本当に様々な形態が存在するものだと改めて驚いております。ですから、せっかくこういういい場所があるので、今後、ますます意見交換を密にしていきたいと思っております。

先ほど申し上げたように、やはり精神障がい、あるいは、知的障がいの方については、特有のコミュニケーション障がいが存在するというので、ここでお話ししたいのは、恵庭市の遠藤牧場障がい者虐待事件というものがありまして、昨日、第10回目の裁判がありました。知的障がいの方が原告になるのですが、今まで私ども手話通訳問題研究会としてもずっと支援をしてきて、担当弁護士を呼んで勉強会などもしてきたのですが、2月に、改めて船山さんという女性弁護士をお呼びして、学習会を開く予定です。

そこでは、裁判そのものの内容についてはもちろんですが、それよりも、弁護士として原告である知的障がい者の方とのコミュニケーションを取ることが非常に大変であり、裁判資料をつくらなければなりませんから、正確性に気を使わなければならない、でも、やはり思ったような言葉が出てこない、それで、裁判を進行していくしかないという、知的障がい者の方が裁判に関わる場合のコミュニケーションの在り方については、非常に気を使うことらしいのです。そういったことについて、2月14日にこの会議室で学習会を開く予定であります。

それに関するチラシを持ってきたので、10枚しか持ってこなかったもので、足りないかもしれませんが、後ほど皆様にお配りしたいと思っております。

コミュニケーションの障がいといってもいろいろな形態があることについて、もっともっと市民の方に分かってもらわなければならないと思っておりますので、引き続き意見交換を深めたいと思います。よろしく願います。

○松川会長 ほかに何かご質問等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

5. 意見交換

○松川会長 続きまして、意見交換に入っていきたいと思っております。

既に様々な意見、要望等が出されているところですが、繰り返しになってもかまいませんので、障がい者コミュニケーション条例、手話言語条例の施策に関して、引き続き意見交換をしていきたいと思っております。よろしく願います。

○松岡委員 太田委員、情報提供をありがとうございます。

自閉スペクトラム症は、本当に独特なコミュニケーションで、親の私でも、こう言っているのではないかと思ったことが全然通じなくて、相手が怒ってしまうことなどが本当によくあります。でも、こういった共生社会で生きていかなければいけないので、誰かとコミュニケーションを取らなければいけないのだとは思っています。

そこで、この写真にあるコミュニケーションボードが最初に出たときには、丸とバツに指さしをしたらできるから分かりやすいなと本当に思いました。ですから、知的障がいや自閉症を持っていて、言葉でうまく話せなくても、指さしをしたら人に伝えることができるという経験をしたら、指さしで人に伝えたいという気持ちが生まれるというのがコミュニケーションだと思っております。

ポプラ会の周知になるのですが、4月2日は、世界自閉症啓発デーといって、地下歩行空間でイベントをしています。今回、チラシが間に合わなかったのですが、前年度、こういった周

知があった場合、大井さんに送ったら周知してくれますかという話をしたところ、何回か皆さんの周知をいただけて、こういった活動をしているのだなということが分かってよかったと思っています。

4月2日の啓発デーのチラシが出来上がったら、大井さんに送らせていただきますので、皆さんに周知と関心を持っていただけたらうれしいです。よろしく願いいたします。

○松川会長 今の松岡委員の話にも関係するかと思うのですがけれども、前回の委員会で、市民向け講座の実施について、市民講座のように、ほかの市民の方に来ていただくという形式ではなくて、チ・カ・ホのような場所でイベントをすることによって、通りすがった人に関心を持ってもらう、そういうところに非常に効果を感じるという意見があったかと思います。それを札幌市として実施するのは、ほかの部局の関係もあってなかなか簡単ではないのだけれども、多分、令和7年度は、それを1回やっつけようという感じですね。その点について、令和8年度、あるいは、今後、どのように考えているかについて教えていただければと思います。

○事務局（大井在宅福祉係） 昨年、札幌市で行った地下歩行空間でのイベントは、コミュニケーション啓発の市民向け講座と呼ばれるもので、今回は、6団体にお声がけをさせていただいております。札幌聴覚障害者協会、中途失聴・難聴者協会、ふきのとう、盲ろう者福祉協会、北海道言語聴覚士会、そして、iCareほっかいどうというALS患者の方々をサポートするところ、手をつなぐ育成会にご協力をいただいて実施していたところになります。

昨年の実施内容としましては、主に体験会となっております。ユニバーサル推進室というところが主催で実施しておりまして、札幌市の取組の一環として、私たちも場所を借りることができました。

令和8年度につきましても、そのような場で周知できればと考えておりますが、まだ調整の段階となっております。

もしよろしければ、この場で、実際に携わっていただいた方に、昨年度のご意見と、もし来年度に実施される場合の課題やご意見をいただければと考えております。

○松川会長 令和8年度については、今、調整中ということで、ぜひ継続的にできることを願いたいと思いますけれども、その上で、昨年度の実施状況がどうだったか、あるいは、その中で何か課題や改善点があるのか、ないのか、そのあたりは、大事になってくると思いますので、今、大井さんからありましたように、昨年参加された委員の方、もしよろしければご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

○長江委員 私は、参加させていただきました。その前の年は札幌市ではないイベントとして行われたのですが、昨年は札幌市の主催で行われました。参加団体も多かったのか、ばみりもすごく大変だったり、電気がつく場所とつかない場所があったり、そういうことで、設置側の札幌市の方は、長いところに椅子やテーブルを全部持ってきていただいたので、設置側としてはすごく大変そうに見えました。

その中で、私どもは、市民講座もやらせていただいたのですがけれども、チ・カ・ホの場合は、通りすがりだけでも、何かやっているのだという形で参加してくれた方もいて、1個やると、次のところもやってみようという形で、結構にぎわっていた感じでした。

場所的に狭いブースや、後ろ側に映像が流れているところは使えないということがあって結構大変だったブースもありましたので、チ・カ・ホでも、使いやすい場所を検討すると思います。

でも、みんなが体験してくれてよかったとすごく思っています。募集して来る方だけではなく、本当に多くの方という場合は、買物の途中で、あそこで何かやっていると言って子どもが寄ってくれたので、そういう部分ではよかったかなと思います。

ただ、設置など、いろいろな部分ですごく大変そうでした。

○須田委員 札幌盲ろう者福祉協会としては、チ・カ・ホのイベントに参加して良かったと思います。一昨年まで講座を実施していました。講座では盲ろう者への理解を深める事ができて、とても良かったのですが、集客や会場を押えることが大変でした。

昨年のチカホでは、通りすがりの人が、何をしているのか？と興味を持ち、参加してくれたので集客する必要がなかったことは、とても良かったと思います。

しかし割り当てられたブースがとても狭く、見えない、聞こえない私たち盲ろう者は、その狭

い中を移動するのは大変でした。もう少し広くして頂けたらと思います。

また、あの時期のチカホは寒く、関わった皆さんから「寒い」との声がありました。開催時期も考えて頂きたいと思います。

それと、他団体とパーティションで区切られている為に隣のブースが何をしているのか状況が分かりませんでした。

その他、盲ろう協の後ろにモニターがありましたが、私達が立ったり、座ったりして、動いている為にモニターを効果的に活用出来ませんでした。

来年も開催する場合は、盲ろう者が2日間続けるのは負担になる為、1日にして頂けたらと思います。例えば2日間開催する場合に6団体の参加なら1日目、2日目で3団体ずつに分ければブースも広く使えて良いと思います。ブースは十分な広さを希望します。

ステージについては、始まってから、通りすがりの人が気付き座っていました。満席は難しいと思いますが、それなりの人数が集まった状態でスタート出来ませんでした。何時、何処で、どの団体が何をするのかを明記してもらえればステージも有効活用できたとの話が盲ろう協会から出ていました。そこを工夫して頂けたらと思います。

○松川会長 貴重な意見だったと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○近藤委員 このイベントは、先ほど大井さんが言われたように、私どもの法人は声がかかっていなかったのです。けれど、結構深く関わる結果になったのは、その事業に、札幌市から委託されたB型就労をやっているポロワッカという業者がいたのです。そのポロワッカの代表の方は、私どもの賛助会員にもなられているのですが、点字の読み書きツール、点字のコミュニケーションツールの体験を一般市民の方にしてもらいたいと、私どもの法人に急に言ってきたのです。私どもは、札幌市から声はかかっていないのだけれども、よそから声がかかったら断ることは絶対にあり得ない、ぜひということで、私どもの法人の視覚支援学校の教員をやっている舟崎という理事が1日付きっきりで行きまして、道行く市民に点字の読み書きの体験として名刺に自分の名前を点字で打つことができるまでをやってもらいました。

舟崎理事は全盲の人ですから、もちろん点字しか読めないの、市民の打った点字を確認して、何々さんですね、ちゃんとできていますよと、そういうやり取りがその日一日あったのです。

後日、聞いたところによると、かなりの人数の体験者だったのです。ですから、点字そのものもコミュニケーションツールではあるのだけれども、なかなかメジャーにならないというか、この促進委員会でも、なかなか取り上げられることもなく、今日までやってきたのですが、たまたまそれに関わった業者に声をかけていただいたので、すごく啓発活動になりました。

一般市民の方も、皆さん、自分の名刺を点字でつくられて、できているという確認をされて、それで帰られた方がたくさんいらっしゃったということで、本当によかったと思いました。

ぜひ、このイベントを続けていただきたいということと、今回はたまたまポロワッカから声をかけられて、私どもの舟崎理事が応じてくれたので、行ってもらうことができたのですけれども、私どもの法人に声をかけていただいたら、職員や役員の中から体制をつくって臨むこともできると思います。私どもの法人にとっては、とてもうれしい出来事でした。

○松川会長 今、近藤委員からありましたように、声がかかっていなかったということですが、何か理由はあるのでしょうか。

○事務局（大井在宅福祉係） 令和5年度の実績や令和4年度、令和3年度、過去に携わっていただいた方々にお話をお聞きした上で、出展を希望されるかどうかをお話ししたところ、皆さんに参加していただけたということでした。

ユニバーサル推進室から障がい福祉課に割り当てられたスペースがたまたまあのモニターの前で、場所については大変申し訳ありませんでした。私たちもパーティションを置いてはいけないということを1週間ぐらい前まで知らされていなくて、皆様には、最初にレイアウトなどを考えていただいたはずですが、最終的には、全然違うレイアウトになってしまったり、照明も思ったようについていなかったりという中で、当日は、臨機応変に対応していただ

いておりました。

来年度については、私も実際に体験してみて、あの場所だとやりにくいのではないかという懸念もありますので、別の場所について考えていきたいと思うのですが、ユニバーサル推進室でほかの部とまとめて配置を決めていく形になりますので、現段階でどれぐらいのスペースが割り当たるかは、こちらとしてもまだ分からないところになります。

また、場所代についても、幾らか高くなるのではないかというところも懸念点として挙げられます。

ただ、須田委員からもご意見がありましたように、令和7年度は2日間に分けてやっていたと思うのですが、例えば、1日目を三、四団体にして、2日目も別の三、四団体という形でやることもいいなと個人的には思いました。

また、もう少し話が進みましたらお声がけさせていただければと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

○松川会長 ほかにいかがでしょうか。

○嶺岸委員 今の地下歩行空間のイベントに、私は、個人で参加者として回らせていただきました。長江委員のところにもお伺いして実際に体験させていただいたり、盲ろう協会のところでも体験させていただいたりしました。

実を言うと、毎年、札幌市障害者週間記念事業で行っているカナモトホールのイベントの動画を皆様の後ろにあるモニターで流していただいております。とても短いスパンのものが単発で流れるといったお話をいただいて、そういう形でできていたので、恐らく、市の調整の中で、そこを活用するというお話ができるのではないかと思いますので、令和8年度は期待していただければと思います。

それで、話題が少し変わりますが、今回、映像で流すデジタルサイネージという広報というところで、私どもは、今後、動画を作成して、札幌市の広報課に依頼をして、その映像を流すという形で広報を進めています。先ほどお話ししたカナモトホールのイベントも、デジタルサイネージを活用して広報させていただいております。場所としては、各区役所の住民課の目の前にあるモニターと、COCONO SUSUKINOのほか、大通駅の日の出ビル地下2階のh a ・ n a ・ v i ビジョン、三越のところにあるビジョン、駅前の地下歩行空間のイベントのときの場所ということで、広報課の担当で4か所ほど使えるということで交渉させていただいて、使っています。

令和8年度に向けては、札幌市身体障害者福祉センターの紹介動画も流せるように交渉しておりますので、恐らく、こういった広報の仕方でもできるようになっているということを情報共有させていただきたいと思います。

○松川会長 嶺岸委員、貴重な情報をありがとうございます。

ほかにございませんか。

○小林委員 ユニF e s で感じたことや今後に向けてというところでお話をさせていただきます。

ふきのとうは、中失協会が担当された筆談体験コーナーのお手伝いをさせていただきました。初めてのことでしたので、通りすがりの方がどれぐらい腰を落ち着けて体験に参加してくださるのか、すごく半信半疑だったのですけれども、先ほどお話にありましたように、私たちのところでも多くの方が参加してくださって、とてもいいことを教えてもらったので、これから生かしたいというような大変前向きな感想もたくさんいただけて、とてもよかったと感じております。

個人的には、市民の方と中失協会のスタッフが筆談を通して楽しく直接対話できたことがとてもよかったと感じました。聴覚障がいの方の中でも、声でお話しされるのだけれども、実は聞こえない、聞こえづらいという方に対する理解やどのような困りごとがあるか、どのように聞こえているかということは、多分、見た目では本当に分かりづらいのではないかと感じております。それを知識として伝えても、なかなか分からないと思うのですけれども、実際に中失協のスタッフの方とたくさん会話をした中で、当事者から個別に伝えていただけたことがとても勉強になったという感想をたくさんいただいて、私たちにとっても勉強になって、貴重な機会だったと感じております。

ほかにも感じたことはたくさんあるのですけれども、今後も、チ・カ・ホで開催することになると思いますので、1点お伝えします。

初日に会場入りしたときに、私たちは映像のあるところではなく、ベンチのあるところを使わせていただいたのですけれども、まず荷物をそこに置いてこれから設営を始めようというときに、通りがかった一般市民の方から、市民のためのベンチをどうして占拠するのだというクレームがありました。札幌市の職員の方やチ・カ・ホの担当の方がその方と話し合ってくださって、そのベンチを別の場所に移動するというで解決したので、よかったですけれども、一時は、私たちや中失協の方も、今日、私たちはここで本当に筆談体験を開催できるのだろうかという不安な空気になってしましまして、大変不安な気持ちになりました。また、その方が団体名の入った備品の写真を撮影しようとしたので、それは困りますということですので片づけたりということもありました。

そのときは、たまたまということだったと思うのですけれども、市民が自由に出入りできる場所でイベントを開催するときには、難しいところもあるのだなと改めて感じましたので、まずないと思うのですけれども、もし何かトラブルがあったときの対応なども、ぜひ事前に検討していただけたらと思います。

もう一つ、そのときに感じたのですけれども、トラブルがあったときに、話合いの経過や結果を必ず当事者の方に説明していただきたいと思います。ふきのとうのスタッフもそこにいて、要約筆記者ですので、いつでも通訳できるようにという心構えで体制は取っていたのですけれども、クレームを言われた市民の方と職員の方がお話しされているところに割り込んでいくこともなかなかばかられますし、ところどころ何か聞こえてくるような気もするけれども、曖昧な情報をお伝えするわけにもいきませんので、最終的に話合いがまとまった段階で、中失協の方にちゃんと説明してくださいということで説明をしていただけたので、最終的には、経緯を伝えることはできました。でも、こういうトラブルや予定外のこと、通常と違うことが起こったときこそ、それぞれの障がい特性に応じた方法できちんと説明していただいて、情報を確実に伝えるということが大事ではないかとすごく感じました。

障がい福祉課の職員の方は、その辺のところはよく理解してくださっていると思うのですけれども、他の課の方も関わる場でもありますし、いろいろな職員の方や一般の方にも、そういうことも含めてぜひ広く理解していただければいいのかなと感じました。

あとは、先ほど須田委員からもありましたように、2日連続は、やはり負担が結構大きいのかなと感じましたし、人員の確保も必要です。私どもは、ステージ発表の要約筆記者も確保しなくてはいけないので、やりくりがなかなか難しい部分もあったり、担当の方の年齢を考えると、長時間で2日間ということは、もしかしたら、かなり負担が大きいのかなとも感じました。

あとは、休憩場所があったのかをお聞きしたかったのです。もしあったとしても、広い場所ですから、そこへの移動自体が大変だと思うのですけれども、ああいうときにゆっくり休める場所があったのかどうかもよく分かっていなくて、その辺も考えなければいけないことかなと思いました。

○松川会長 大変重要なお指摘だったと思います。特に、トラブルがあったことは僕も今初めて知ったということと、ああいう公共の場でやる限りは起こり得る事態なのだろうとも感じながら聞いておりました。

小林委員から要望があったことは、しっかりと受け止めていただきたいと思います。主催しているユニバーサル推進室や障がい福祉課でもよろしいのですけれども、そういう事態があったことは重要なことだと思うので、どのように受け止めたのか、あるいは、今後の対応についてどういう議論があったのか、ご紹介できることがあれば情報をいただきたいと思います。

○事務局（大井在宅福祉係） ベンチであったトラブルについては、今回、初めてということもありましたが、ベンチは利用してよいとユニバーサル推進室から事前に話があり、中途失聴・難聴者協会の皆様にも使って問題ございませんと回答していたところです。ただ、当日になって、あのようなトラブルになってしまったことは、大変申し訳ございませんでした。

ユニバーサル推進室で、今後、このようなことがないように対応は考えていると思うのですが、私たちとしても、あの場で起こり得るトラブルだったのではないかと事前に考えられた

ことだとも思いましたし、次回以降については、あの場所については使わないようにしたいと思っております。あの場所自体が、札幌駅前通まちづくり株式会社と、もう一つの別の部局が持っているというような複雑な場所になっておりまして、そこで、どこがどう説明するのかという部分に時間がかかってしまったところです。大変申し訳ございませんでした。

来年度以降については、別の広い場所を借りられれば一番いいのですが、ほかにも介護保険課や国際部などの皆さんももっと広く周知したいということですから、他の部局との調整も含めて、実際、どれぐらいのスペースを障がい福祉課にいただけるのかというところを調整したいと思います。

○松川会長 引き続き、よろしくお願いいたします。

ほかにございませんか。

○太田委員 もう時間ですので、最後に、手話という言語について皆様の頭の中に入れておいていただければと思うことを手短かに述べていきたいと思います。

ここ二、三年、札幌聾学校の生徒が、担任の先生が替わって、それまでの先生の手話は分かったのだけれども、新しい先生になって手話が分からなくて、授業が分からなくなった、教育権の侵害だということで裁判にもなっていて、その都度、メディアで報道されております。その際、メディアの報道の中で、手話には日本手話と日本語対应手話の二つがあるという解説がついて、それから事件の概要について触れることが非常に多いのですが、耳の聞こえない、いわゆる聾啞者の当事者団体である全日本ろうあ連盟からは、4年ぐらい前から、そんな区分けはありません、手話というのは、個人レベル、地域レベル、所属する社会階層レベル、様々なバリエーションは存在しつつも、手話としては一つですということが公式見解として出されているのです。

ところが、メディア側がそういうことを全然預かり知らないで、ただ単に一方的に原告側が主張する内容に沿って、日本手話と日本語対应手話があるということそのまま載せているのです。そういうことについて、例えば、札幌聴協に、これについてはどうなのだと問合せがあればそれなりにお答えはできるのですけれども、そういうものがないまま報道だけがどんどん広がってしまうという側面がありまして、その関係で、例えば、手話講習会の受講生となった生徒から、私には日本手話を教えてください、日本語対应手話は要りませんと言われるわけです。現場では、いや、そんな区分けはありませんと説明するところから始めなければいけないわけです。

ですから、こういう誤解については、たびたびいろいろなところで質問されますが、手話という言語については、そういう変な区分けはありませんということを皆さんの頭の中に入れておいていただければと思ひまして、最後に発言いたしました。

○松川会長 昨年11月に札幌高裁で原告の訴えを棄却するという判決が出て、手話施策推進法ができた後の判決でしたので、僕も驚いたのです。

今の太田委員の話は、札幌聴協も含め、太田委員も一貫して手話は一つであるということをおの間言ってきましたけれども、確かに、このたびの高裁をめぐっての報道で、手話というのは日本手話と日本語対应手話があるということがメディアの中でも必ず言われているところかと思ひますので、それについてのご意見だったと思ひます。

私から一つ質問させていただきたいのは、今回の道立聾学校の生徒の訴えというのは、日本手話で授業を受けられないことによって、教育権、学習権を侵害されたという訴えだったと思うのです。それに対して、高裁のほうは、教育関係法令の中で、日本手話で授業を受けることができるという規定はないから訴えは成立しないということだったのですけれども、手話は一つであるといったときに、聾学校の生徒の私は日本手話で授業を受けたいという訴えに対してどう答えるのか。あるいは、手話の一つであるという今の話は、札幌高裁の判決をある意味肯定することにもつながるのではないかと思ひながら聞いていたのですけれども、そのあたりはどのように理解したらよろしいでしょうか。

○太田委員 基本の基本を申し上げますと、もちろん、どの子も分かる授業を受ける権利が当然あるわけです。かつての聾学校の生徒が、先生の口パクだけで授業を進められて、そんなものが分かるわけがないだろうという時代がありました。やはり、学校の先生は、どういう方法を使っても生徒に分かる授業をしなくてはならない、これは、基本中の基本なのです。ですか

ら、今回、それが侵害されたとお子さんが感じたことは、誠に残念なことであったと思います。

ただ、実際に私たちが前の担任の先生とその後の担任の先生の手話を見たわけではないので、どういう評価が成り立つのかは、第三者としては評価できません。ただ、少なくとも、いろいろなやり方でもって分かる授業はできたはずですから、それは、原告側の言う日本手話、日本語対応手話という区分けではなくても、あらゆる手段を駆使して分かる授業を進めてもらう、それは当たり前ですよ。でも、それは、学校レベル、文科省レベルであって、その担任の先生個人の努力レベルではないはずなのです。そして、そのための手話施策推進法なのです。ですから、どの子にも分かる授業を基本に据えるということです。

先ほど申し上げたように、手話というのは、非常に様々なバリエーションを含む言語です。日本語でも同じで、個人レベルでも、地域レベルでも、階層社会レベルでも、全部違います。でも、それを聞き分けて、チョイスして、私たちは生活しています。それと同じように、手話も様々なバリエーションを持つことを前提にして、いろいろな発信や授業の中で、自分の分かるものをチョイスするという力も身につけてもらったほうが当然いいわけです。それは、その子もそうだし、その親御さんもそうだし、当然、担任の先生もそうだしということです。ですから、そのように私たちは受け止めております。

そもそも、今回、裁判になったということ自体が、もう最初のボタンの掛け違いだと私どもは受け止めています。ただ、基本は、分かる授業、これが当たり前なのです。そのために、組織として、文科省として、学校として、どういう努力を払ってくれたのかということが最も問われなければならない問題だろうと思っております。

○松川会長 この話をこの委員会で続けていいかを戸惑いつつですけれども、今の太田委員のお話だと、やはり高裁の判決と同じなかなと思いつつ聞いていました。

訴えたお子さんは、学校としては分かる授業をするように努めたということは認めていると思うのです。ただ、やはりあくまで日本手話で授業を受けたかったということだと思うので、何か食い違っているかなと思いつつ聞いていたところです。

ここで議論するテーマでもないかと思っておりますので、もやもや感はありますけれども、一旦、ここまでにしたいと思っております。

ただ、今回は、道立の学校でのことでしたけれども、裁判所も、子どもが分かるような教育をきちんとする必要があるということを附則で言っていて、学校側に努力を求めています。しかし、これは学校だけの問題ではなくて、その点は、太田委員がおっしゃったように、当然、国の対応は必要ですし、また、やはり行政も関わってくると思うのです。だから、そういう点でいうと、今回は道立の学校ではありましたが、他人ごとではないだろうと思っておりますので、このことについて、札幌市としてはどのように受け止めているのか、感想のようなことでもいいので、菊田課長、よろしいですか。

○事務局（菊田障がい福祉課長） もう大分時間も迫ってまいりましたので、手短にお話をさせていただきますと思います。

私も、ニュースでは見ましたけれども、正直、どんな話なのかはよく分からないところがあります。

私の個人的なお話になってしまいますけれども、ここに来る前は、こころのセンターという精神保健福祉センターにありまして、その前は、栄西まちづくりセンターに2年間いたのですが、そこは、今、札幌市内に6か所ぐらいあるのでしょうか、小学校と同じ建物の中に入っていました。学校と地区会館とまちづくりセンターが一緒になっていて、町内会の役員の方々と学校が触れ合える仕様になっているまちづくりセンターですから、学校の様子が結構分かったのです。

それで、実際の学校の現場を見てみると、子どもたち全員に理解をしてもらえるような授業はとても難しいなど。だから、すごく経験もあって、能力の高い先生がいて、この子には普通の手話をやって、合理的配慮なのかは分かりませんが、この子には特別に日本語対応手話をやってあげていたけれども、その先生がいなくなってしまうと、普通の手話しかできなくなってしまったのに、子どもと家族がそれはおかしいと言っているというような話なのかと思つて、報道を聞いておりました。

今、我々行政では、要するに、外国人やいろいろな考えや思想を持った方々に対して、お互いに理解をしながら、よりよい、暮らしやすい共生のまちづくりとしていきたいと思いますということが最近のキーワードになっております。例えば、おととい、初めて、札幌刑務所のスタディーツアーというものに参加してきました。札幌刑務所の中に入って、実際に使っている独居房やお風呂場を見せてもらったり、刑務作業をやっているところも、お部屋の中まで入って、15人ぐらいでしょうか、どんな作業をやっているのかを見てきました。その中で、多様性というのはすごく大事なのだなと思ったのが、刑務所におられる受刑者の方々は、障がい者手帳を持たなければならないのだそうです。要するに、NPO法人などの障がい者支援をやっているところに入ってしまうと、金銭管理をされて自分の自由が利かないといううわさが受刑者の間で広まっているから、手帳を取ったほうが良いと刑務所の方がおっしゃっても、そんなものは要らないと始まるそうなのです。そういうお話を聞いていると、やはり多様性の考え方は必要で、そういった考え方を持つ方々に対しての我々のアプローチはどうしたらいいのかと考えさせられたところでございました。

○松川会長 道立の豊学校のことについては、やはり札幌市もちゃんと受け止めてほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、予定を大分過ぎていますが、全体を通して何かございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○松川会長 私から、最後に1点お願いですけれども、札幌市障がい者コミュニケーション条例が2018年にできました。その間、いろいろなことが変わってきておまして、特に、2024年の改正障害者差別解消法の施行は非常に大きくて、皆さんもご承知のことだと思いますが、合理的配慮の提供が事業者にも義務づけられました。

札幌市障がい者コミュニケーション条例の第6条2項は、事業者の合理的配慮について規定していますが「合理的配慮を行うよう努める」と法の改正前の表現になっているので、そこは改正したほうがよろしいと思います。啓発用のリーフレットもそれに基づいて作成しているので、その点をお願いしたいと思います。

○事務局(菊田障がい福祉課長) 今、こちらでも条文を確認させていただきました。

条例でございますので、議会に諮ってから改正となります。障害者差別解消法の改正によって、改正が必要ということで、条例改正などを所管しているところと相談をしてみたいと思います。

ただ、ひょっとすると、次の改正に合わせる、改正する項目が増えるまで待つてほしいなどと言われる可能性があるとは思いますが、なるべくそうはならないようにしたいと思います。

○松川会長 理解啓発をしていくことが条例がもつ大事な意味であって、その理解啓発の手段として、リーフレットが一つあるわけです。その内容を変えるには、条例が変わっていないと変えられないので、もちろんすぐということにはならないと思いますが、やはり重要な改正ですから、そこはほかの改正点が出てからではなくて、やはり係る部署にきちんと言っていたきたいと思います。

○事務局(菊田障がい福祉課長) 改正について、この委員会の中で強い指示があったということで、関係機関と情報共有しながらしかるべき対応をしていきますので、よろしく願いいたします。

○松川会長 そういう委員会ですので、ぜひともよろしくをお願いします。

大分時間が過ぎてしまいましたけれども、よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松川会長 それでは、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局(菊田障がい福祉課長) 本日は、時間も結構オーバーしてしまいましたが、活発なご議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

今日の内容を総括させていただきますと、我々が関係団体の皆様からいろいろなご意見をお伺いすることなど、コミュニケーションが不足している部分があることが今日の私の最大の反省点でございます。今後、なるべくこのようなことがないように留意してまいりたいと考えております。皆様方におかれましては、今後とも貴重なご意見等をお寄せいただければ幸いです。

ございます。

来年度にまたこの会議を開催するのですが、今回は、諸般の事情でこんな雪の中での開催になってしまいましたけれども、来年度以降は、雪の降る前に開催したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上です。

○松川会長 課内のいろいろ大変な状況も伺っておりますが、今日は、そういう中で開催していただいたことをありがたく思っております。また、コミュニケーションが足りないということでしたので、大変かと思えますけれども、関係団体とぜひともつながりをつくっていただいて、今後ともよろしくお願いいたします。

6. 閉 会

○松川会長 それでは、今日は、本当に活発な議論をしていただきまして、ありがとうございました。

また、札幌市でも施策に反映していただけるようにお願いします。

それでは、以上をもちまして、令和7年度障がい者コミュニケーション促進委員会を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

以 上